



相続財産を計算したいんです～



9月号の恵規さんの話に触発されて、その子さんも相続財産がいくらくなるのか、気になりだしたようです。「でも、相続財産の金額なんて、どうやって計算するのかしら…？」こんな疑問が浮かんだ瞬間、足は迷わずいつもの喫茶店へ。伊藤先生、出番ですよ！



いとう・りょうた(伊藤亮太)
スキラージャパン副社長、CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラージャパンを設立。マネー・ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などの資産運用に関する講演など多方面で活躍。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆

FP伊藤亮太のサイト
<http://www.ryota-ito.jp>
スキラージャパン
<http://www.skirr-jp.com>



株式の評価方法

- ①課税時期（相続開始日）の終値
- ②課税時期の属する月の毎日の終値の平均額
- ③課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額
- ④課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額

➡ このうち、もっとも低い価額が評価の対象になります

その子 ねえ、春美。相続財産って、どう評価するのかしら？
和子 はっ…、どうしたの。何かあった?
その子 なんか、この間の恵規の話を聞いてたら、私の場合、いくら相続財産があるのか、気になっちゃう。
春美 そんなこと、考えたこともないわよ。和子、知ってる?
伊藤 先生、出番ですよ！
和子 知るわけないでしょ（笑）伊藤先生、出番ですよ！

春美 そんなこと、考えたこともないわよ。和子、知ってる?
和子 あほん…。えー、今日は相続財産の評価方法についての質問ですか？ これって、受け継ぐ財産が何にようて、だいぶ違ってきますよ。
その子 一般的にある相続財産だけいいんです

伊藤 では、基本的なお話をからいきましょう。まず相続財産の評価は、基本的に時価が原則で、その評価時点は、般に被相続人が死亡した日となります。でも、時価についても、実際に、どう計算すればいいのか迷っちゃいますよね。そこで国は、財産の種類ごとに評価方法を定めた「財産評価基本通達」という指標を出していて、通常は、これに従つて評価することになるんですね。

春美 なんか頭痛くなつてきそうね。もっと、やさしく教えて～
伊藤 では具体的に説明しますよ。まずは預貯金ですが、被相続人が預金していた金額は、定期預金か普通預金かによって評価計算が異なります。定期預金の場合、相続開始時までに得られた利子（経過利子）といいます。税金20%を差し引いた後の金額になります）を預入残高によって評価します。普通預金の場合、相続開始時点での評価額は、その子（一番低い価額のは、ありがたいですね）

伊藤 そうですね。あとは土地や建物の評価についてもみておきましたよ。評価方法はパターンによつていろいろ分かれていますので、まずは基本となるお話ををしておきま

春美 なるほど。土地の計算は結構大変そうね
伊藤 自分で利用しているのか、人に貸しているのかなど、ケースによって評価額が異なできますからね。
春美 なるほど。土地の計算は結構大変だと思います。土地の計算は結

しよう。まず土地に関しては、国税庁が公表する相続税路線価（路線価方式の場合）もしくは市区町村が公表する固定資産税評価額（倍率方式の場合）による評価が基本となります。簡単にいえば、主に市街地は相続税路線価を基準として、郊外地は固定資産税評価額を基準にして評価すると思っていただけで結構です。あとは土地の利用形態によって計算の仕方は変わること思つてください。